

相談の受付件数

令和2年4～6月の受付件数は計131件。
(うち北海道2件、東北7件、関東53件、北陸0件、中部12件、近畿28件、中国14件、四国0件、九州15件、沖縄0件)

相談者の属性

相談者の属性は、全131件のうち、
建設業者(元請)47件、建設業者(下請)25件、建設業者(その他)25件、
発注者(公共)3件、発注者(民間)4件、不明21件、その他6件

主な相談内容その1

- 技術者の専任を要する工事で、専任での配置を要しない期間中に、他の選任を要する工事はできるのか。

➔ ほかの工事の選任義務違反となるので不可。他の工事が非専任の工事であれば兼任することができる。なお、他の工事が専任を要する工事であっても、その工事専任での配置を要しない期間であれば兼任することができる。
(監理技術者制度運用マニュアル：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html)
- 請負金額3,500万円以上の場合、主任技術者を専任で配置すると理解しているが、当初契約額が3,500万円未満で、変更契約の結果3,500万円以上となった場合は、専任の必要はあるのか。

➔ 契約変更を締結した時点(請負金額が3,500万円以上となった時点)から現場配置技術者を専任で配置する必要がある。
- 当方は許可を持たない個人事業主(植木屋)であるが、元請会社から植栽の剪定、除草等の作業を下請けすることになった。建設業の許可が必要となる作業の範囲を教えて欲しい。

➔ 植栽の剪定、除草のみであれば建設業法に定める建設工事に該当せず、請負金額にかかわらず建設業の許可は必要ない。一方、植栽を施し、園地を造成するような工事は建設工事に該当し、工事が請負金額500万円以上となる場合には、造園工事の許可を必要とする(建設業法第2条別表第一、同法第3条第1項)。
- 元請会社が合計で4,000万円以上の下請契約を締結する場合には特定建設業許可が必要だが、一次下請会社が二次下請会社と下請契約を締結する場合にも、4,000万円以上であれば、特定建設業許可が必要なのか。

➔ 元請業者が合計4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上の工事を下請に出す場合には、特定建設業の許可が必要である(建設業法第3条第1項)。しかし、下請業者に関しては、工事の発注金額によらず特定建設業の許可は必要ない。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	16
	②建設業許可関係	14
	③その他建設業法関係	28
社会保険全般	④社会保険加入関係	25
	⑤法定福利費関係	11
	⑥その他社会保険関係	8
品確法その他全般	⑦請負契約関係	18
	⑧その他	18

※各相談内容は、上記①～⑧の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- 建設業法令遵守ガイドラインについて、副題に「元請負人と下請負人の関係」と記載があるが、発注者と元請負人の契約に関しても適用されるのか。また、建設業法第19条は、500万円未満の工事の請負契約についても適用されるのか。
 - ➡ 発注者と元請負人との間で交わされる契約については、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を参照いただきたい。https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
なお、建設業の許可を要しない軽微な建設工事においても、建設業法第19条の規定は適用される。
- 従業員5人以上ならば厚生年金加入となるが、常時使用されている者とはどのような状態なのか。また、一人親方は施工体制台帳にはどのように記載するのか。
 - ➡ 法人の事務所で常時従業員を使用する場合、または常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は厚生年金の適用事務所となる（厚生年金保険法第6条第1項）。常時使用されるものとは雇用契約を締結し、アルバイトやパートタイム、日雇い、短期間雇用以外の労働者を示す。「適切な保険」を確認するためのフローチャートを参照。
<https://www.mlit.go.jp/common/001219923.pdf>
一人親方が現場入場する際は、下請企業と一人親方の関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書を元請企業に提出。元請企業は下請業者と同様の施工体制台帳及び施工体系図を作成すること（建設業法施行規則第14条の4）。
- 健康保険への記載において、「適用除外」の手続き、考え方・取扱い等について教えて欲しい。
 - ➡ 建設国保等に加入している従業員5人未満の事業所や一人親方が、法人化や従業員5人以上となった場合に加入が義務付けられている保険加入については、年金事務所から適用除外の承認を得ている場合は「適用除外」として引き続き建設国保に加入していることが認められているもの。全ての一人親方が建設国保に加入しているというものではなく、建設国保に加入していない場合は国民健康保険に加入する必要がある、その場合は「適用除外」とはならない。
<https://www.mlit.go.jp/common/001101928.pdf>
- 元請業者との請負契約について、基本契約書を締結した上で、注文書・請書の交換により取引を行っているが、元請業者の都合により、工事費・法定福利費分と材料費分を分けて注文書が交付されている。また、材料費分の注文書には押印がない。材料費を含めた金額で支払は受けられているが、契約手続きとして問題は無いのか。
 - ➡ 一般的には材料費は工事費に含まれる工事原価として計上されるべき項目であり、材料費を含む金額を請負代金の金額として請負契約を締結する必要がある。資材の提供等について別に定めがなされていないのであれば、書面上は材料費を含まない請負契約を締結している一方で、請負金額には含まれない支払が行われていることになる。材料費の位置付けを確認していただき、工事原価として計上すべき項目であれば、元請業者に協議のうえ、材料費についても適切に書面を交わすよう対応して頂きたい。